

第9号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月28日提出

亀岡市長 桂川孝裕

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「12月に支給する場合には100分の162.5」を「12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の規定に基づいて、令和4年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げること。

ア 令和4年12月支給の期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
12月	1.625月分	1.675月分

イ 令和5年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすること。

支給月	改正前	改正後
6月	1.625月分	1.650月分
12月	1.675月分	1.650月分
合計	3.30月分	3.30月分

2 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用すること。ただし、1のイの改正については、令和5年4月1日から施行すること。